

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化

# データ要件・連携要件の運用について

2024/04/08 地方業務システム基盤チーム

# 1. データ要件・連携要件の標準の公開タイミング について

## 1. データ要件・連携要件の標準の公開タイミングについて

# データ要件・連携要件の標準を公開するタイミング

## 1. 業務標準仕様書の改定に伴う改定

業務標準仕様書の改定を受けて、データ要件・連携要件の標準を改定する。

## 2. 他業務標準仕様書及びデータ要件・連携要件の標準の改定に伴う改定

他業務の標準仕様書及びデータ要件・連携要件の標準の改定（※1）を受けて、当該業務のデータ要件・連携要件の標準を改定する。

## 3. その他の理由に伴う改定（※2）

上記1・2以外で、修正が必要な要件（※3）が生じた場合も、データ要件・連携要件の標準を改定する。

※1：他業務のデータ要件・連携要件の標準の改定は、他業務の標準仕様書の改定を契機に実施されることを前提とする。

※2：全体バージョン管理や適合確認試験において事業者が対応すべきデータ要件・連携要件標準仕様書の版数を明確化するため、従来の「正誤」対応を廃止し一律「改定」対応として再整理するもの。

※3：データ標準レイアウトの改定等により、機能標準仕様書に影響はしないがデータ要件・連携要件標準仕様書に影響が生じる場合、及び、業務標準仕様書との不整合や単純な誤植等が生じた場合を想定。

## 2. データ要件・連携要件の標準の公開スケジュールについて

## 2. データ要件・連携要件の標準の公開スケジュールについて

# データ要件・連携要件の標準の公開スケジュールについて

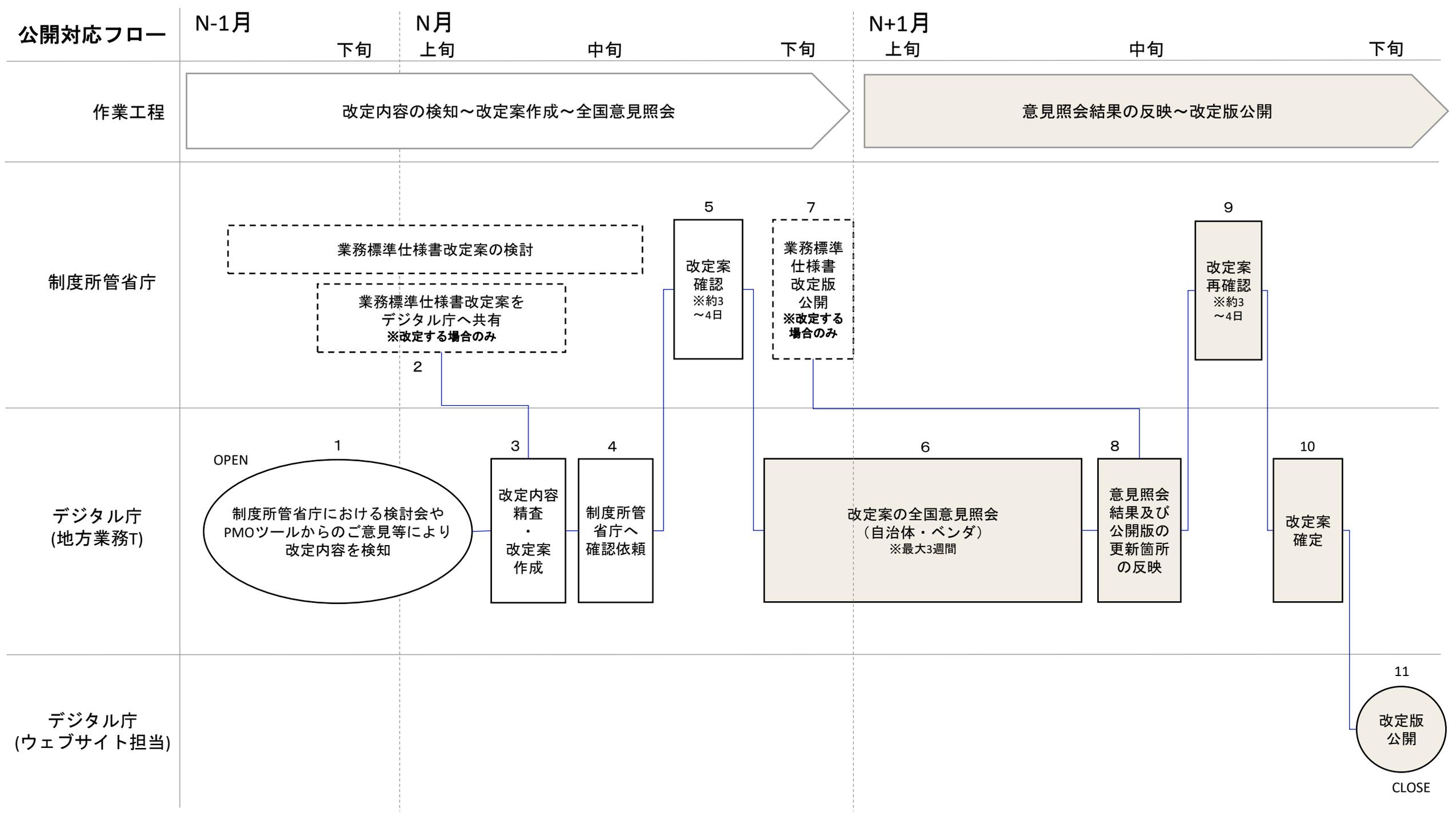
### 1. 業務標準仕様書の改定に伴う改定の場合

制度所管省庁と協議のうえ、原則、業務標準仕様書の改定後1ヶ月以内に公開する。ただし、初版の業務の場合は、その限りではない。

### 2. その他の理由に伴う改定の場合

修正が必要な要件が検知された場合は速やかにその内容を公表し、その後の「1.」の改定時に当該内容を含めて公開する。

ただし、当該業務において業務標準仕様書の改定が見込まれていない場合は、他業務の改定時期等にあわせてデータ要件・連携要件標準仕様書のみ公開する（業務標準仕様書の改定は伴わない）。



## 公開対応フロー説明

#	作業工程【改定内容の検知～改定案作成～全国意見照会】	作業者	作業内容
1	改定内容を検知	デジタル庁	制度所管省庁における検討会やPMOツールからのご意見等により改定内容を検知する。
2	業務標準仕様書改定案の共有	制度所管省庁	業務標準仕様書の改定案について検討段階からデジタル庁へ共有いただく（各省庁Webサイト等において公開する際もご連絡いただきたい）。 ※標準仕様書の改定に伴う改定の場合に限る。
3	改定内容の精査・改定案作成	デジタル庁	#2の内容をもとに改定内容を精査し、改定案を作成する。
4	制度所管省庁へ確認依頼	デジタル庁	#3の内容を制度所管省庁に送付し、ご確認いただく。
5	改定案の確認	制度所管省庁	#4の結果をデジタル庁へ回答する。
6	改定案の全国意見照会	デジタル庁	改定にあたり、自治体及びベンダあてに全国意見照会を実施する。 ※標準仕様書の改定に伴う改定の場合に限る。

#	作業工程【意見照会結果の反映～改定版公開】	作業者	作業内容
7	業務標準仕様書改定版公開	制度所管省庁	検討会等を経て制度所管省庁より標準仕様書の改定版が公開される。
8	意見照会結果及び公開版の更新箇所の反映	デジタル庁	改定案へ、意見照会の結果及び公開された標準仕様書の内容を反映する。 （最大3週間の期間を確保する見込み）
9	改定案の再確認	制度所管省庁	#8の内容を制度所管省庁に送付し、ご確認いただく。
10	改定案確定	デジタル庁	
11	改定版公開	デジタル庁	

# デジタル庁

Digital Agency